

公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る函館市事務処理要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(要領の遵守)

第2条 地方公共団体等（法第2条第2号の地方公共団体等をいう。以下同じ。）および地方公共団体の長は、この要領を遵守して法第2章に係る事務の円滑かつ適切な運用に努めるものとする。

第2章 届出等にかかる事務

(法第4条第1項に掲げる土地の区域等を示す図面の整備)

第3条 法第4条第1項第1号、第2号および第5号に掲げる土地の区域等に係る決定もしくは指定または変更をした者は、速やかにその内容を示す2,500分の1以上の図面および書類（以下「図面等」という。）を函館市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、当該決定もしくは指定または変更をした者が市長であるときは、当該図面等を提出することを要しないものとする。
- 3 市長は、第1項の図面等を受領したときは、当該図面等を整備し、届出および申出の土地の確認に活用するものとする。

(用地取得計画の作成等)

第4条 地方公共団体等（函館市（以下「市」という。）にあっては関係部局）は、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地および法第5条第1項に規定する申出に係る土地について、用地取得計画を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の用地取得計画は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第1によるものとする。
 - (1) 法第9条第1項各号に規定する事業またはその代替地の用に供するため法第6条の手続による買取りを希望する土地の面積、区域（区域が不確定の場合においては、所在地域）および用途ならびに当該事業の施行者（施行者が未定の場合においては、施行予定者）、および施行年度
 - (2) その他参考となるべき事項
- 3 前2項の規定は、地方公共団体等（市にあっては関係部局）が用地取得計画を変更しようとしたときに準用する。
- 4 第1項の用地取得計画の提出について、市の関係部局に対する提出依頼は、都市建設部都市計画課が毎会計年度の最初の月またはその前の月までに行うものとし、市の関係部局が年度の途中で用地取得計画を変更しようとするときは、遅滞なく変更後の用地取得計画を都市建設部都市計画課に提出するものとする。

(届出書等の用紙の備付け)

第5条 市長は、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令，自治省令第1号。以下「規則」という。）第1条第2項の土地有償譲渡届出書および規則第5条第1項の土地買取希望申出書（以下「届出書等」という。）の用紙を常時備え付けておくものとする。

(届出書等に添付すべき図面等)

第6条 届出書等に添付すべき図面等は、届出等（法第6条第1項に規定する届出等をいう。以下同じ。）に係る土地の位置および形状を明らかにした図面および土地，建物に関する書類等で次に掲げるものとする。

- (1) 縮尺5万分の1以上の位置図
- (2) 縮尺2千5百分の1以上の都市計画図または住宅地図
- (3) 公図または地番図
- (4) 実測図（実測による届出等の場合のみ）
- (5) 土地の登記簿謄本の写し
- (6) 建物の登記簿謄本の写し（届出等に係る土地に建物がある場合のみ）
- (7) 建物の間取図の写し（届出等に係る土地に建物がある場合のみ）
- (8) 別記様式第2の委任状（代理人による届出等の場合のみ）

(受理書の交付等)

第7条 市長は、届出等を受理したときは、別記様式第3の確認書により各事項を確認の上、当該届出等に係る届出書等の正本および副本に、受理年月日および登録番号を明示し、当該届出等をした者に別記様式第4の受理書を交付するとともに、別記様式第5の届出・申出登録台帳に受理年月日，登録番号等所要の事項を記入して登録するものとする。ただし、当該届出等が国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。）第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出で法第4条第3項の規定により法に基づく届出とみなされるもの（以下「国土法の届出」という。）であるときの受理書の交付は、国土法の手続きによって行うものとする。

(届出書等の内容の通知等)

第8条 市長は、届出等を受理したとき、または国土法の届出を受理したときは、直ちにその内容を地方公共団体等（市にあっては関係部局）に通知するものとする。

2 前項の通知は、用地取得計画に照らし、当該届出に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等（市にあっては関係部局）については、なすことを要しないものとする。

3 第1項の通知は、次の各号の1に該当する場合等、地方公共団体等（市にあっては関係部局）が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合については、これを行わないことができる。

- (1) 譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡。
- (2) 譲渡担保および代物弁済の予約
- (3) 現物出資
- (4) 親会社・子会社相互間の譲渡

- 4 市長は、地方公共団体等（市にあっては関係部局）について、第1項の通知がされないときは、土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を直ちに当該届出をした者に通知するものとする。
- 5 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出があった日から起算して1週間以内に行うよう努めるものとする。

（届出等に係る買取り希望の申出）

- 第9条 地方公共団体等（市にあっては関係部局）は、届出等の内容を知ったときは、できる限りすみやかに当該届出に係る土地についての買取り希望の有無を市長に申し出るものとする。
- 2 市長は、前項に規定する買取り希望の有無の申出を回答期限までに行わない地方公共団体等（市にあっては関係部局）がある場合は、当該地方公共団体等における買取り希望がないものとみなす。

（買取り協議を行う地方公共団体等の決定等）

- 第10条 市長は、前条の申出を勘案して、法第6条第1項の買取り協議を行う地方公共団体等（市にあっては関係部局）を決定し、その旨を届出等をした者および当該地方公共団体等に届出があった日から起算して3週間以内に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の申出に基づき、地方公共団体等（市にあっては関係部局）が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出等が国土法の届出であるときは、国土法第27条の4第3項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものでないことを付記するものとする。
 - 3 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出のあった日から起算して2週間以内に、これを行うよう努めるものとする。
 - 4 第1項の通知は、別記様式第6または様式第7の通知書により、第2項の通知は、別記様式第8（イ）または（ロ）の通知書により行うものとする。

（届出書等の保管）

- 第11条 市長は、届出書等およびそれに添付された図面を少なくとも法第8条に規定する期間の経過した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管するものとする。

第3章 買取り協議等

（買取り協議）

- 第12条 第10条第1項の通知を受けた地方公共団体等（市にあっては関係部局）は、速やかに届出等をした者と当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。なお、国土法27条の4第3項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に協議を打ち切るときは、同条に基づく譲渡制限が解除されるものでないことを明示するものとする。
- 2 市長は、国土法第27条の5第1項または第27条の8第1項の規定に基づく勧告が北海道知事からされるときは、あらかじめその内容を第10条第1項の通知をした地方公共団体等に通知するよう北海道知事に求めるものとする。この場合、地方公共団体等（市にあっては関係部局）は、直ちに協議の状況を市長（市にあっては都市建設部都市計画課長）に報告するものとする。

(買取り協議の結果の報告)

第13条 地方公共団体等（市にあつては関係部局）は、前条第1項の協議が成立したときまたは成立しないことが明らかになったときは、遅滞なくその旨市長（市にあつては都市建設部都市計画課長）に報告するものとする。

第14条 地方公共団体等は、法第6条の手続きにより届出等に係る土地を買い取ったときは、法第4条第1項の届出等に係る土地、国土法の届出に係る土地、法第5条第1項の申出に係る土地の別を明らかにした用地台帳を作成し、法第9条の定めるところにより、管理するものとする。

2 前項の用地台帳は、別記様式第9によるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1(第4条関係)

用地取得計画

令和 年 月 日
地方公共団体等名

用途	買取りを希望する 土地の所在区域	買取りを希望する 土地の面積	事業施行(予定)者	事業施行(予定)年度	備考

委任状

令和 年 月 日

函館市長 様

委任者 住所 _____
(届出または申出をする者)
氏名 _____

受任者 住所 _____
(代理人)
会社名 _____
氏名 _____
電話 _____

(受任者)
私は、氏名 _____ を代理人として定め、下記の権限を委任します。

記

公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)第4条第1項または第5条1項に基づく下記物件に関する土地有償譲渡届出書または土地買取希望申出書の提出, 取下げ, 届出書または申出書の内容の訂正, 通知書等の受領およびその他届出または申出に関する一切の権限。

1 物件(土地)の所在

別記様式第3（第7条関係）

確 認 書

確認年月日	令和 年 月 日	登録番号	第 一 号
-------	----------	------	-------

確認事項

確認欄

1 届出・申出者	(1)実体法上の所有者であり，登記簿上の権利者と一致する		
	(2)実体法上の所有者であるが，登記簿上の権利者と一致しない		
	(2)の場合 (イ)登記簿上の権利者の住所及び氏名 住所 _____ 氏名 _____ (ロ)届出・申出者と(イ)との関係		
2 譲り渡そうとする相手方の土地利用目的			
3 土地に関する事項	(1)届出・申出の要件に該当している 法第 条 第 項 第 号		
	(2)地目は現況で記載している		
	(3)地積は登記地積を記載している		
	地積は実測地積を記載している		
	地積は実測地積が不明である		
(4)当該土地に存する所有権以外の権利が記載されている			
当該土地に所有権以外の権利がない			
4 建築物その他の工作物に関する事項及び当該工作物に存する所有権以外の権利が記載されている			
建築物その他の工作物がない			
5 添付図面	事務処理要領第6条各号に記載されている図面を添付している		
6 届出・申出書	(1)虚偽の記載事項はない		
	(2)法人の場合は法人の名称及び代表者を記載している		
	(3)共有地の場合は全員の記名捺印又は委任状が添付されている		
7 届出・申出書の提出方法	(1)本人持参		
	(2)代理人持参（委任状が添付されている） 代理人の住所： 代理人の氏名：		
8 受理書の交付	交付年月日 令和 年 月 日		
9 法の説明	法 第6条，第8条，第32条の説明をした		
確認者	所属 都市計画課	職	氏名

- ①1の(2), 2, 3の(2), (3), (4), 4, 6の(1), 7については，届出・申出者より聴取し確認すること
 ②確認した事項については，右欄の確認欄にチェックをすること

函 都 計
令和 年 月 日

土地有償譲渡届出（土地買取希望申出）受理書

様

函館市長

次の土地について、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項の届出（第5条第1項の申出）を受理しました。

なお、届出（申出）のあった次の土地の買取り希望の有無につきましては、後日通知します。

記

- 1 登録番号 第 ー 号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在および地番
- 3 届出・申出に係る土地の面積

（都市建設部都市計画課）

別記様式第5(第7条関係)

届出・申出登録台帳

受理年月日	登録番号	届出等に係る土地	買取りの協議			買取協議の 成立・不成立 の別	備考
			届出等の別	届出等をした者の氏名 および住所	所在地番 (地積)		
・	第 一 号	(m ²)	法第6条第1項			成 立	
法第4条第1項			法第6条第3項			不 成 立	
法第5条第1項			・			・	
・	第 一 号	(m ²)	法第6条第1項			成 立	
法第4条第1項			法第6条第3項			不 成 立	
法第5条第1項			・			・	
・	第 一 号	(m ²)	法第6条第1項			成 立	
法第4条第1項			法第6条第3項			不 成 立	
法第5条第1項			・			・	
・	第 一 号	(m ²)	法第6条第1項			成 立	
法第4条第1項			法第6条第3項			不 成 立	
法第5条第1項			・			・	
・	第 一 号	(m ²)	法第6条第1項			成 立	
法第4条第1項			法第6条第3項			不 成 立	
法第5条第1項			・			・	

函 都 計
令和 年 月 日

通 知 書

様

函館市長

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項（第5条第1項）の規定に基づき届出（申出）のあった次の土地について、同法第6条第1項の規定に基づき、買取りの協議を行うことを通知します。

記

- 1 登録番号 第 一 号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在および地番
- 3 届出（申出）に係る土地の面積
- 4 買取りの協議を行う地方公共団体等
- 5 買取りの目的

（都市建設部都市計画課）

函 都 計
令和 年 月 日

通 知 書

様

函館市長

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項（第5条第1項）の規定に基づき届出（申出）のあった次の土地について、あなたを同法第6条第1項の買取りの協議を行う地方公共団体等として定めたので通知します。

なお、協議の結果について、成立または不成立の年月日、買取り価格、不成立となった理由等をお知らせください。

記

- 1 届出（申出）に係る土地の所在および地番
- 2 届出（申出）に係る土地の面積
- 3 届出（申出）に係る土地の所有者
- 4 買取りの目的

（都市建設部都市計画課）

函 都 計
令和 年 月 日

通 知 書

様

函館市長

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の4第1項または同条の7第1項の規定に基づき届出のあった次の土地について、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第6条第1項の規定に基づき、買取りの協議を行うことを通知します。

記

- 1 受理年月日 令和 年 月 日
- 2 登録番号 第 一 号
- 3 届出に係る土地の所在および地番
- 4 届出に係る土地の面積
- 5 買取りの協議を行う地方公共団体等
- 6 買取りの目的

（都市建設部都市計画課）

函 都 計
令和 年 月 日

通 知 書

様

函館市長

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の4第1項または同条の7第1項の規定に基づき届出のあった次の土地について、あなたを公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第6条第1項の買取りの協議を行う地方公共団体等として定めたので通知します。

なお、協議の結果について、成立または不成立の年月日、買取り価格、不成立となった理由等をお知らせください。

記

- 1 届出に係る土地の所在および地番
- 2 届出に係る土地の面積
- 3 届出に係る土地の所有者
- 4 買取りの目的

（都市建設部都市計画課）

函 都 計
令和 年 月 日

通 知 書

様

函館市長

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項（第5条第1項）の規定に基づき届出（申出）のあった次の土地について、土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので通知します。

記

- 1 登録番号 第 ー 号
- 2 届出（申出）に係る土地の所在および地番
- 3 届出（申出）に係る土地の面積

（都市建設部都市計画課）

函 都 計
令和 年 月 日

通 知 書

様

函館市長

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の4第1項または同条の7第1項の規定に基づき届出のあった次の土地について、土地の買取りを希望する地方公共団体等がないので通知します。

なお、国土利用計画法第27条の4第3項または同条の7第1項の規定により、届出をした日から起算して6週間を経過する日までの間は、土地売買等の契約を締結してはならないこととされていますので、念のため申し添えます。

記

- 1 登録番号 第 ー 号
- 3 届出に係る土地の所在および地番
- 4 届出に係る土地の面積

（都市建設部都市計画課）

